

小児・若年がん患者 在宅療養生活支援事業のご案内

東伊豆町では、40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅サービスにかかる費用の一部を助成し、患者さんご家族の負担を軽減しています。

1. 助成の対象となる方 下記①～③の項目すべてに該当する方

- ①がんの治療を目的とした治療を行わないがん患者（医師に一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）
- ②40歳未満で、東伊豆町に住所を有する方
- ③町税等を滞納していない方

2. 支援の内容 事業所による以下のサービスが対象

- ①在宅サービスにかかる費用の助成
 - ・訪問介護…ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護
その他の日常生活上の世話をします。
 - ・訪問入浴介護…介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。
- ②福祉用具の貸与費用の助成（日常生活のための福祉用具の貸与）
 - ・車いすや特殊寝台（付属品も可） ・床ずれ防止用具 ・体位変換器
 - ・手すり、スロープ（工事をともなわないもの） ・歩行器 ・歩行補助つえ
 - ・自動排泄処理装置 ・その他必要と認められるもの
- ③福祉用具の購入費用の助成（居宅で利用する福祉用具）
 - ・腰掛便座 ・簡易浴槽 ・入浴補助用具 ・自動排泄処理装置の交換可能部品
 - ・移動用リフトのつり具 ・その他必要と認められるもの

※助成額、申請方法については裏面をご覧ください。

お問い合わせ先 東伊豆町役場

健康づくり課保健予防係（保健福祉センター）

0557（22）2300

3.助成額

- 1ヶ月当たり（1人当たり）の助成対象となるサービスは、2の支援内容ごとに利用上限額があり、1割を本人に負担していただき、残りの9割相当額を助成します。

2-① サービス利用上限額は5万円/月（最大4万5千円を助成）

2-② サービス利用上限額は3万円/月（最大2万7千円を助成）

2-③ サービス利用上限額は5万円/人（最大4万5千円を助成）

※20歳未満で小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業を受けているときは、2-①のみとなります。

- サービス利用上限額を超える利用料は、ご本人の負担となります。

4.申請について

対象サービスを利用するためには事前に申請が必要です。

詳しくは東伊豆町保健福祉センターまでお問い合わせください。